

## 民事裁判管轄権に関する事項

日米行政協定第18条（注：日米地位協定第18条）の適用に関し、昭和27年（1952年）7月の日米合同委員会において、次のとおり合意されている。

### 1. 規定の解釈について

- (1) 「文民たる政府職員」とは、中央政府の職員のみをいう。
- (2) 第3項にいう「第三者」の中には、在日合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族並びに国際連合の軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族を含まないものとする。
- (3) 米軍歳出外資金諸機関使用人は、第18条第3項及び同第5項の適用については、在日合衆国軍隊の被用者として考えられる。

### 2. 訴訟手続上の協力の方法手続について

- (1) 日本国の民事裁判所が合衆国当局に対し証拠のための文書又は物件の送付を囑託し、又は、民事訴訟のために公式の情報の提供を囑託した場合には、合衆国軍隊がかかる文書及び物件を提供することを制限する法令に反しない限り、これに応ずるものとし、その囑託は、当該文書又は物件を保管する区域又は施設の指令官に宛ててなされるべきである。
- (2) 日本国の民事裁判所が合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族を証人又は勘定人として取り調べることについては、原則として異議がない。これらの者に呼出状を送達するについては、当該官憲は、証人たるべき者の所在する区域又は施設の司令官の許可を受けてその区域又は施設内に立ち入ることができる。この場合、当該官憲のために護衛兵を付する。
- (3) 日本国の民事裁判所は、合衆国軍隊の使用する区域又は施設内で検証することができる。当該区域又は施設の司令官は、裁判所の要求があるときは、これを許可し、かつ、護衛兵を付するものとする。

- (4) 日本国の民事裁判所は、合衆国軍隊の使用する区域又は施設内にある者に対し訴訟に関する書類を直接送達することができる。この送達のため区域又は施設内に立ち入ることの要請は、送達を受くべき本人に対し監督権を有する区域又は施設の司令官に対してなすべく、司令官は、護衛兵を付する。

### 3. 損害賠償分担金及び慰謝料請求の手続き